

統計関連学会連合事業委員会 運用規則

統計関連学会連合

(総則)

第1条 この規則は、統計関連学会連合事業委員会（以下「本委員会」という。）の運用に関して定める。

本委員会は、統計関連学会連合規程第6条に基づく委員会である。

(目的)

第2条 本委員会は、統計関連学会連合が主体となる事業の計画および実行を目的とする。

(構成員)

第3条 本委員会の委員は以下の各号により構成される。

(1) 統計関連学会連合加盟の各学会から推薦されたもの各1名

(2) 本委員会委員長により任命されたもの若干名

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とするが再任を妨げない。

(委員長)

第5条 委員会には委員長を置く。委員長は委員の互選とする。委員長の任期は2年とするが、再任を妨げない。

(経費)

第6条 委員会の運営に必要とされる経費は、統計関連学会連合理事会から配分される。配分された経費は委員長および委員長の指名した委員が管理する。

(報告義務)

第7条 委員長は、統計関連学会理事会において、活動状況について報告する。

付則 本規則は2015年10月1日より施行する。